

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程

制定	平成18年	4月	1日	規程第	30号
改正	平成20年	3月	26日	規程第	85号
改正	平成22年	7月	8日	規程第	144号
改正	平成23年	3月	30日	規程第	158号
改正	平成28年	2月	26日	規程第	277号
改正	平成29年	5月	31日	規程第	320-2号
改正	令和2年	3月	30日	規程第	406号
改正	令和5年	5月	31日	規程第	498号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第25号。以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(病院の長の契約締結等の制限)

第2条 次の各号に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

- 一 大阪府地方独立行政法人の重要な財産に関する条例（平成17年大阪府条例第3号）で定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供
- 二 医薬品等の調達・管理業務委託契約その他理事長が指定するもの
- 2 各病院の長は、地方独立行政法人大阪府立病院機構事務決裁規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第6号）別表第2の事項の区分に応じて承認合議者が定められている契約を締結しようとするときは、その者の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定は、各院長の長が次に掲げる行為をしようとする場合について準用する。
 - 一 前項の契約について、当該変更後の契約金額が当初の契約金額の20パーセント以上又は1千万円以上の増減となる変更をすること。
 - 二 前項の契約について、履行期限を翌年度以降に変更すること
 - 三 前項の契約を解除すること

(競争入札の参加者の資格)

- 第3条 契約責任者（会計規程第46条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
 - 3 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置がなされている者を、当該入札参加停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
 - 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間競争入札に参加させないことができる。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連

合した者

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされる者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

- 第4条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。
- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
 - 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
 - 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争入札の公告）

- 第5条 一般競争入札の公告は、入札の日前10日までに、大阪府公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により、次の事項についてしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。
- 一 入札に参加する者に必要な資格
 - 二 入札の場所及び日時
 - 三 入札に付する事項
 - 四 契約条項を示す場所
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 入札の無効に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。
- 3 前2項の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間をにおいてしなければならない。

（入札保証金の納付及び還付）

- 第6条 会計規程第43条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の2以上の金額とする。

- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- 一 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - 二 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - 三 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 四 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
 - 五 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
 - 六 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額
- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の免除）

- 第7条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - 二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。））が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 三 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。
- 一 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
 - 二 過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
 - 三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

（一般競争入札における予定価格）

- 第8条 契約責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。
- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価

についてその予定価格を定めることができる。

- 3 契約責任者は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手續の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第12条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第10条 契約責任者は、落札となるべき同順位の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第11条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、しないこととするか否かを決定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を設けるものとする。

(最低制限価格による落札者の決定)

第12条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等)

第13条 契約責任者は、前2条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第8条第2項に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

(総合評価制度による落札者の決定)

第14条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第41条第3項本文、又は第4条第1項、第11条第1項若しくは第12条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 契約責任者は、落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 契約責任者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

7 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(指名競争入札)

第15条 会計規程第41条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認

められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札の参加者の資格)

第16条 第3条及び第4条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第17条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、契約責任者は、第5条第1項第2号から第7号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

3 契約責任者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。

4 契約責任者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第18条 第6条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第19条 会計規程第41条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格(賃貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額)が250万円以下であるとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を次条に定める手続により買い入

れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

十 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（随意契約の手続）

第20条 前条第1項第3号及び第4号の手続は、次に掲げる手続とする。

一 毎年度の当初に、当該年度の前条第1項第3号及び第4号の規定により随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「契約」という。）に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。

二 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。

イ 契約の内容

ロ 契約の相手方の決定の方法及び基準

ハ 公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、必要な事項

三 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。

イ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ロ 契約の相手方とした理由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要な事項

（見積書の徴取及び省略）

第21条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。

一 特定の者でなければ履行できない契約

二 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものの契約

三 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が10万円未満の契約

四 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないもの

五 原版その他契約の基礎となった物件を保有している者とする契約であって、見積金額が適正と認められるもの

六 災害発生時又は災害が予想される時における応急対策に要する物品

七 施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの

八 再度の入札に付し落札者がいないもの

3 前項第3号に掲げる契約のほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円未満のものの購入、修理等に係るものについては、電話等により見積金額を録取して見積書の徴取に代えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

一 日、週、旬、月を単位として発行される新聞、官報その他の定期刊行物であって、価額が通常定価であり、かつ、その定価が一般に周知されているもの

二 定価、送料等が表示されている書籍類の契約

三 既になされた単価契約に基づいて履行される契約

四 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と締結する契約

五 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約

六 会計規程第25条第1項の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約

七 前各号に定めるもののほか、あらかじめ定められている価格に基づく契約

（せり売り）

第22条 会計規程第41条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

2 第5条第1項及び第6条の規定は、せり売りの場合に準用する。

（契約書の作成）

第23条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 契約の目的

二 契約金額

- 三 履行期限
- 四 契約保証金
- 五 履行の場所
- 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 七 監督及び検査
- 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 九 危険負担
- 十 契約不適合責任
- 十一 契約の変更及び解除
- 十二 契約に関する紛争の解決方法
- 十三 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第24条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- 一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。
- 二 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。
- 三 せり売りに付するとき。
- 四 物品を購入する場合において、即納されるとき。
- 五 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。
- 六 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- 七 あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとするとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金の納付及び還付)

第25条 会計規程第44条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の金額とする。

- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 4 納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、契約の履行後速やかに還付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、契約者からの申出により売却代金に充当することができる。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の

納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める府の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - 五 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - 六 契約金額が250万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
 - 七 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 八 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - 九 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。
- 2 前項第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請を行わなければならない。

（監督）

第27条 会計規程第48条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

- 2 契約責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査）

第28条 会計規程第48条第1項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。
- 4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

- 第29条 検査職員は、会計規程第48条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。
- 2 前項の規定は、会計規程第48条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

- 第30条 契約責任者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。
- 2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年3%の割合で計算した額とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月31日から施行する。